

平成27年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成27年12月4日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成27年12月4日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋恵治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
8番議員	亀澤進	9番議員	山本俊康
10番議員	榊原淑友	11番議員	片岡健
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	杉山真人
防災監	村松利郎	企画財政課長	長野了
税務課長	村松也寸志	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松富夫	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	大場満明
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	村松達雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第64号 専決処分の報告承認を求めることについて
- 議案第65号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について
- 議案第66号 森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 森町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 森町農業委員会の委員の定数条例について
- 議案第69号 森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について
- 議案第70号 森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第72号 平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第73号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について
- 議案第76号 森町道路線の廃止について
- 議案第77号 森町道路線の認定について

< 議事の経過 >

- 議長 (榎原淑友 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から平成27年12月、森町議会定例会を開会します。
- これから本日の会議を開きます。
- 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、4番中根幸男君及び5番鈴木托治君を指名します。
- 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
- お諮りします。
- 本定例会の会期は、本日から12月21日までの18日間にしたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)
- 議長 (榎原淑友 君) 「異議なし」と認めます。
- したがって会期は、本日から12月21日までの18日間に決定しました。
- 日程第3、「報告事項」について、議員辞職許可の報告について、議会閉会中の平成27年11月27日、太田康雄議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の辞職願が議長の私あてにございました。
- 議会閉会中の議員辞職につきましては、地方自治法第126条ただし書きの規定により、「議長の許可を得て辞職することができる。」となっておりますので、辞職願を受理し、同日、「辞職許可」いたしましたので、森町議会会議規則第99条第2項の規定によりご報告します。
- 議会運営委員の欠員補充について、太田康雄議員の辞職に伴い、議会運営委員が1名欠員となりましたので、森町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、小沢一男君を議会運営委員に指名したのでご報告します。
- 次に、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来てお

ります。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第64号「専決処分の報告承認を求めることについて」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第64号「専決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度森町一般会計補正予算（第5号）の専決処分でございますが、本年9月の秋雨前線豪雨、及び台風18号の到来に伴う豪雨により被災した施設の災害復旧工事に係る、実施設計、及び補助災害復旧事業の申請手続等に目途が立ち、復旧工事に早期に着手するための経費の計上に急を要したため、平成27年11月20日に専決処分を行ったものであります。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30,291千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,825,360千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、災害復旧事業の財源として、農林水産業施設災害復旧事業を追加し限度額を定めるものと、公共土木施設災害復旧事業の限度額を増額変更するものでございます。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。なお、事業箇所については参考資料の箇所一覧表をご覧ください。

7・8ページ、11款1項2目、林道災害復旧費13,165千円につきましては、林道曲尾線の法面崩壊と、林道明ヶ島線の路肩決壊の補助災害復旧工事費でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費17,126千円につきましては、町道大上宮奥線の法面崩壊、町道草ヶ谷パイロット1号線の路肩決

壊、準用河川大洞院川の河川護岸決壊の復旧のための、補助災害復旧工事費15,526千円と、補助災害復旧工事の附帯工事として行う、町単独災害復旧工事分1,600千円でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款1項3目、災害復旧費国庫負担金10,354千円は、町道及び準用河川の災害復旧事業に対する国庫負担金でございます。

15款2項9目、災害復旧費県補助金7,704千円は、林道の災害復旧事業に対する県補助金でございます。

19款1項1目、繰越金2,233千円は、財源調整としての計上でございます。

21款1項6目、災害復旧債10,000千円は、町道及び準用河川の災害復旧事業に対する、公共土木施設災害復旧債5,100千円と、林道の災害復旧事業に対する、農林水産業施設災害復旧債4,900千円でございます。

以上が、専決処分に係る平成27年度森町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長 （ 榑原淑友 君 ） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 （ 西田 彰 君 ） この2点の災害復旧、大体いつ頃復旧が終わるか、その辺だけ。

議長 （ 榑原淑友 君 ） 産業課長。

産業課長 （ 三浦 強 君 ） 産業課長です。ただ今のご質問にお答えします。

発注は年内発注を早急に行いまして、できれば3月いっぱいまでには完了していきたいと産業課では思っています。以上です。

議長 （ 榑原淑友 君 ） 建設課長。

建設課長 （ 村松 弘 君 ） 建設課長です。ただ今のご質問にお答えし

ます。

契約につきましては、今月中旬の入札後すぐに契約をし、実際の工事につきましては来年1月から3月中旬を予定しております。以上です。

議長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員 (山本俊康君) 今回のこの専決の内容については、以前の9月議会においてもこのことについてお話があったというふうに思っておりますが、それぞれ国の査定を受けて、国の災害の対象になったというふうなことで、歳入の方でも今話がありましたように、国の方からの支出金ものっているわけですが、この査定を実際に受けた中で、何か特別前回我々の聞いていること以外に変わったようなことがあったら、教えていただきたいわけですが。

議長 (榑原淑友君) 建設課長。

建設課長 (村松弘君) 建設課長です。3件の災害査定を受けました。2件、草ヶ谷パイロット1号線と、大上宮奥線の崩土につきましては申請どおり認めていただきました。なお、準用河川大洞院川につきましては、ブロックの取付けの追加工事を認めていただきました。以上です。

議長 (榑原淑友君) 産業課長。

産業課長 (三浦強君) 産業課長です。ただ今のご質問でございますが、産業課の方は2件ございます。曲尾線の林道、明ヶ島線の林道災害復旧工事でございますが、曲尾線についてはそのままでございます。ただ、明ヶ島線については若干補強の土壁工の部分が削られたというところがございます。以上です。

議長 (榑原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榑原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)

議 長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第64号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第64号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議 長 (職員朗読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第65号「森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。
今回の新規制定は、平成25年5月に公布されました「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」の施行に伴うものでございます。
この施行に伴い10月5日から個人番号が附されるとともに、全住民に個人番号が通知され、平成28年1月1日からは番号カードの交付・利用が開始されます。
マイナンバーの利用範囲について、「番号法」第9条第1項では、番号法別表第1に掲げる行政機関、地方公共団体等が同表に掲げる事務の処理において利用する場合と規定され、第2項では、地方公共団体が福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務であって条例で定めるものの処理に関して、保有す

る特定個人情報において個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で利用できる」と規定されています。

また、番号法第4条においては、同条各号に掲げられた場合を除き、特定個人情報の提供を制限しております。

今回の条例は、この番号法第9条第2項の規定により制定するもので、番号法別表第1に掲げられていない事務において町の利用事務として条例で規定しないと事務に支障がでるため、別表第1に掲げる4事務について規定するものです。

次に、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合の庁内連携事務として別表第2に掲げる24事務について規定するものであります。

なお、施行日については、法律の施行に合わせて、平成28年1月1日から、第3条第2項及び第3項ただし書の規定については、「公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日」からの施行となります。

なお、詳細につきましては、本会議終了後の全員協議会で説明いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友君) 日程第6、議案第66号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第66号「森町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の一部が施行されたことにより、

共済年金を厚生年金として取り扱うことになりました。

これにより、特殊公務災害に係る損害補償について、減額になるため、上乘せした調整率を用いて、法律の改正前の給付水準を確保するため「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正されました。

当該法令を引用する森町消防団員等公務災害補償条例につきましても、所用の条例整備を行い、同様に給付水準を確保するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (榑原淑友 君) 日程第7、議案第67号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました議案第67号「森町税条例の一部を改正する条例について」の提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度税制改正に伴い、公布日及び平成27年4月1日施行のものについて、森町税条例等の一部改正を平成27年3月31日付けで専決処分を行い、5月臨時会で承認を頂きました。本案については、平成27年度税制改正に伴い、平成28年1月1日及び平成28年4月1日に施行するものについて、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容についてご説明をいたします。

第1点目は、地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から、各地域の実情等に応じて条例で定めることができる仕組みや、納税者の負担の軽減を図るために納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなど、国税の改正を踏まえた所要の見直しを行うものであります。

具体的には、徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法、申請による換価の猶予に係る申請期限、徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項、添付書類、訂正期限などを定めるものであります。

第2点目は、旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を廃止するもので、激減緩和のため平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階に分けて税率を引き上げるものであります。

具体的には、現行の千本当たり2,495円の町たばこ税を、平成28年4月1日から千本当たり430円増の2,925円、平成29年4月1日から千本当たり更に430円増の3,355円、平成30年4月1日から千本当たり更に645円増の4千円、平成31年4月1日から千本当たり更に1,262円増の5,262円に引き上げるものであります。

これ、いずれも金額多く見えますけども、千本当たりでございますので、千本で割っていただくと何円という数字になります。それから、旧3級品っていうのは、今までは特別に税金を安くしたたばこでございまして、みどりとか、そういう類のものでございます。

第3点目は、番号制度の施行に伴い、個人番号又は法人番号等の規定の整備を行うものであります。

第4点目は、現在、納税証明書の交付手数料を1枚200円としておりますが、森町手数料条例の別表（第2条関係）には、「租税公課に関する証明 1通につき300円」となっており、同じような証明書でありながら金額が異なっております。このため、近隣市と同様に他の証明書と同じ300円に統一し、また、規定方法も手数料条例への委任規定とするものであります。

その他、法律改正に伴う引用条文の条項等のずれを改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 日程第8、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」から日程第10、議案第70号「森町特別職

の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) 今の3件の条例についての提案理由をする前に、先ほどのたばこ税のところ、旧3級品の中でみどりという例示を挙げましたけども、この旧3級品とされていたものは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6種類でございますので、わかばとみどりを勘違いしましたので訂正させていただきます。

ただ今一括して上程されました、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」から議案第70号「森町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これら3議案は、農業委員会等に関する法律の改正が平成27年8月28日に成立し、9月4日に公布されたことに伴い、条例制定並びに一部改正を行うものでございます。

同法律の改正は、農業委員会が行う重要な使命である、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進といった農地利用の最適化をより円滑に果たすためのものです。

大きな改正点は、農業委員の選出方法が今まで行っていた選挙制と市町村長の選任制の併用をやめ、町議会の同意を要件とする町長の任命制一本に変わります。そして、新たに農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員を設置します。

二つの委員の役割の大きな違いは、農業委員が主に農地の権利移動や農地転用などの農地法の法令業務を行うのに対し、農地利用最

適化推進委員は、農地の集積や集約化、農地利用状況の調査、遊休農地の利用に向けた働きかけなどを現場で調整したり、相談活動を担います。役割を分けることで、より農地利用の最適化の推進を強化することを目的としています。

まず、議案第68号「森町農業委員会の委員の定数条例について」であります。新たに任命される農業委員の定数を12人と制定するものでございます。

次に、議案第69号「森町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましても、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、現場活動を積極的に行うため、農業委員とは別に組織される農地利用最適化推進委員の定数を6人と制定するものでございます。

次に、議案第70号「森町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

前案において条例制定をお願いいたします。農地利用最適化推進委員が新規の設置のため、報酬額の追加が必要となり、一部を改正するものでございます。なお、費用は農業委員と同額としています。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 (榎原淑友君) 日程第11、議案第71号「平成27年度森町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榎原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) ただ今上程されました、議案第71号「平成27年度森町一般会計補正予算(第6号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

れ64,649千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,890,009千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、町道整備に係る財源として、地方道路等整備事業の限度額の増額変更。指定避難所夜間照明灯設置事業の財源として、緊急防災・減災事業の限度額の増額変更を行うものであります。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

7～12ページの、各科目に計上いたしました人件費は、本年4月の人事異動等に伴い、現計予算額に不足が見込まれる科目の調整を行うための補正でございます。なお、人件費総額に増減はございませんけれども、ほぼ同額となっております。

7・8ページ、2款1項10目、情報管理費916千円については、公職選挙法が改正され選挙権が20歳から18歳以上に引き下げられたことに対応するための、システム改修費でございます。

9・10ページ、6款3項4目、治山費500千円につきましては、町民の森環境整備に対する住民の方からの寄附金を活用しまして、町民の森に防護柵、及びベンチを整備するものであります。

7款1項2目、商工振興費2,884千円につきましては、県の地域商業パワーアップ事業費補助金を活用した、商店会街路灯のLED化を行うための補助金であります。

8款2項3目、道路新設改良費26,506千円につきましては、舗装版のひび割れやわだち掘れが進行し、一部に陥没等が生じ緊急な対応を要する、町道北戸綿工業団地1号線の舗装改良工事費14,500千円、地権者との協議が整ったことによる、中川下工業専用地域内の町道太田川圃場南4号線改築工事に伴う、用地買収費12,006千円。また、辺地対策事業として実施しております町道大上宮奥線の、実施設計費用の減少に伴う事業費の振り替えを行うため、測量設計業務委託料の減額5,000千円と、町道改築工事費の増額5,000千円をお願いするものでございます。

11・12ページ、3項2目、河川維持改修費7,000千円につきましては、多量の堆積土砂とともに、草木が繁茂していることにより、河川の通水能力の低下が顕著となっている、新堀川の浚渫工事費でございます。

9款1項5目、災害対策費24,211千円のうち、消耗品費10,082千円につきましては、拠点防災倉庫内に保管する、避難所や災害現場支援用の防災資機材の購入費でございます。印刷製本費及び委託料の301千円につきましては、拠点防災倉庫落成記念式典に係る経費であります。

工事請負費13,828千円につきましては、町内14指定避難所に停電時にも点灯可能な、夜間照明灯29基を設置する工事費と、総合体育館森アリーナを新たに避難所に指定しておりますので、避難所看板の設置工事費でございます。

10款2項1目、小学校費、学校管理費、小学校施設整備費5,077千円のうち、委託料3,089千円につきましては、森小学校校舎北棟及び南棟の、雨漏り調査及び建物検査の結果を受け、天井材の落下防止、屋上防水対策、外壁はく離対策等の防災機能強化のための工事設計委託料でございます。また、工事請負費1,988千円については、森小学校校舎の排水を下水道に接続したことにより、不用となった浄化槽を早期に撤去するための撤去費用をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款2項6目、総務費国庫補助金457千円につきましては、選挙権年齢引下げに伴うシステム改修に対する補助金でございます。

15款2項7目、商工費県補助金1,442千円は、商店会LED化事業に対する補助金であります。

17款1項5目、林業費寄附金500千円は、町民の森環境整備に対する住民の方からの寄附金であります。

18款2項6目、緊急地震対策基金繰入金7,968千円については、

拠点防災倉庫の資機材整備、及び指定避難所夜間照明灯設置工事、並びに指定避難所看板設置工事に対する繰入金でございます。

19款1項1目、繰越金21,176千円は、財源調整としての計上であります。

21款1項2目、土木債23,800千円は、町単独道路整備事業の財源としての、地方道路等整備事業債であります。

3目、消防債9,000千円は、指定避難所夜間照明灯設置事業の財源としての、緊急防災・減災事業債であります。

以上が、平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 （ 榑原淑友君 ） 日程第12、議案第72号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議 長 （ 榑原淑友君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄君 ） ただ今上程されました、議案第72号「平成27年度森町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ835千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,977,047千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、3款3項1目、包括的支援事業費835千円につきましては、本年4月の人事異動等に伴い、現計予算額に不足が見込まれるため、人件費の補正を行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、3款2項3目、国庫補助金地域支援事業交付金325千円、5款3項2目、県補助金地域支援事業費交付金162千円、及び7款1項3目、地域支援事業繰入金165千円につきましては、歳

出の人件費に対する国・県、一般会計の負担分でございます。

8款1項1目、繰越金183千円につきましては、財源調整としての計上であります。

以上が、平成27年度森町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 (榑原淑友君) 日程第13、議案第73号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榑原淑友君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄君) ただ今上程されました議案第73号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ246千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ634,459千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、1款2項1目、下水道建設事業費246千円につきましては、本年4月の人事異動等に伴い、現計予算額に不足が見込まれるため、人件費の補正を行うものでございます。

次に、5・6ページの歳入であります。財源はすべて繰越金で対応することとし、7款1項1目、繰越金246千円を計上させていただくものであります。

以上が、平成27年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 (榑原淑友君) 日程第14、議案第74号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榑原淑友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました、議案第74号「平成27年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収支である第3条予算、及び資本的収支である第4条予算の各人件費について、本年4月の人事異動等に伴い、現計予算額に不足が見込まれる科目の補正をお願いするものでございます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、2ページ、第1項営業費用を32千円増額するものでございます。

次に補正予算第3条は、予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、3ページ、第1項建設改良費を2,638千円増額するものでございます。

次に、補正予算第4条は、予算第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、3条予算、4条予算の人件費増額の合計2,670千円を補正するものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。

収益的収支及び支出の明細ですが、支出について、人件費32千円の増額をお願いするものでございます。

次に3・4ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の明細ですが、支出について、人件費2,638千円の増額をお願いするものでございます。

以上申し上げまして、平成27年度森町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 (榑原淑友 君) 日程第15、議案第75号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

- (職 員 朗 読)
- 議 長 (榑 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村 松 藤 雄 君) ただ今上程されました議案第75号「静岡県市町総合事務組合規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。
- 今回の変更は、田方地区消防組合が、消防広域化を理由とする構成市町の増加に伴い、駿東伊豆消防組合に名称変更をするものであり、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。
- 以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。
- 議 長 (榑 原 淑 友 君) 日程第16、議案第76号「森町道路線の廃止について」及び日程第17、議案第77号「森町道路線の認定について」議案2件を議題とします。
- 職員に議案を朗読させます。
- (職 員 朗 読)
- 議 長 (榑 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、村松藤雄君。
- 町 長 (村 松 藤 雄 君) ただ今一括して上程されました、議案第76号及び議案第77号について提案理由を申し上げます。
- 最初に議案第76号「森町道路線の廃止について」申し上げます。
- 今回、廃止する路線は「町道太田川圃場南4号線」であります。路線の位置については、お手元に配布いたしました廃止路線の位置図をご覧ください。
- この「町道太田川圃場南4号線」であります、中川下工業専用地内で町道深山天池線を起点とし、中川1804番地先を終点とする路線であります。
- 中川下工業専用地内を東西に横断していますが、磐田用水を境に東に向かう道路が未整備となっていることから、東側の工業専用地

内の未利用地あるいは隣接地への企業誘致を図るためのアクセス道路を整備する必要があります。

町では、現地を確認した結果、町道の機能を向上させるためには路線の付け替えが適切であると判断し、制度上起点又は終点の位置を変更する場合は、一旦当該路線を全線廃止し、新たなルートを認定することとなっているため、「町道太田川圃場南4号線」を廃止するものであります。

続きまして、議案第77号「森町道路線の認定について」申し上げます。

今回、認定する路線は「町道太田川圃場南4号線」及び「町道太田川圃場南13号線」の2路線であります。路線の位置については、認定路線の位置図をご覧ください。

まず、「町道太田川圃場南4号線」であります。先に説明いたしましたように、アクセス道路整備に伴う終点位置を変えるための再認定であります。

次に、「町道太田川圃場南13号線」であります。また、「町道太田川圃場南4号線」の廃止・認定の手续により、従来「町道太田川圃場南4号線」であった一部を新たに一路線として認定するものであります。

以上申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (榊原淑友君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月10日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑を行います。

本日は、これで散会します。

(午前10時29分 閉会)